

令和3年神審第5号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月16日09時30分半僅か過ぎ

兵庫県富島港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	6.6トン	2.6トン
登 録 長	13.00メートル	6.72メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		110キロワット
漁船法馬力数	100	

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、GPSプロッター及び魚群探知機を装備した刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和2年9月16日05時30分富島港を発し、播磨灘東部の漁場に向かった。

a受審人は、05時45分漁場に到着して操業を開始し、投網から揚網まで約1時間30分を要するきす流し網漁を2箇所 of 漁場で行い、漁網を前部甲板に揚収したのち、帰航することとした。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室舵輪後方に立ち、09時24分富島港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から314度（真方位，以下同じ。）2.3海里の地点を発進してすぐに針路を北防波堤灯台に向首する134度に定め、10.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で手動操舵により進行し、このとき前方を一見して他船を見かけなかったことから、間もなく前部甲板に移動して、遠隔操舵装置を同甲板上に置き、座って下を向いた姿勢で漁網から魚を取り外す作業を開始した。

09時29分a受審人は、北防波堤灯台から314度1.45海里の地点に達したとき、正船首480メートルのところにBを視認することができ、その後、同船が移動しないことから漂泊中であることが分かり、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であ

ったが、漁網から魚を取り外す作業に気をとられ、見張りを十分に行うことなく、このことに気付かないまま続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けずに進行し、09時30分半僅か過ぎ北防波堤灯台から314度1.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの右舷中央部に後方から40度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、魚群探知機一体型のGPSプロッター（以下「プロッター魚探」という。）を装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として車載型ホーンを備え、船首方向にカメラを向けたドライブレコーダーを搭載したFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日05時50分兵庫県東播磨港の係留地を発し、播磨灘東部の釣り場に向かった。

b受審人は、06時50分釣り場に到着後、プロッター魚探を作動させ、流し釣りと潮上りを繰り返した。

b受審人は、09時06分半富島港北西方沖合となる衝突地点付近に至り、機関を中立運転として漂泊を開始し、操舵室後方左舷側に立って自身後方の同乗者と並び左舷方を向いてさお釣りをしていたところ、09時25分半船首が南南東方を向いていたとき、右舷後方約1,550メートルのところに、Aを初認し、その後同船が自船に接近するのを認めながら釣りを続した。

09時29分b受審人は、衝突地点で、船首が174度を向いていたとき、Aが右舷船尾40度480メートルのところとなり、その後

同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた
が、自船は漂泊中なので相手船は近くまで接近してもいずれ避けてい
くものと思ひ、避航を促す音響信号を行わず、Aが避航の気配を見せ
ずになおも接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避ける
ための措置をとることなく、漂泊を続けた。

b受審人は、09時30分半僅か前右舷側至近に迫ったAを認めて
衝突の危険を感じ、急ぎ操舵室に入って機関を操作しようとしたもの
の、間に合わず、Bは、船首が174度を向いたまま、前示のとおり
衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に修理を要しない擦過傷を生じ、
Bは、右舷中央部外板に亀裂等を生じるとともに操舵室を圧壊し、の
ち廃船処理された。また、b受審人並びにB同乗者が、いずれも頸椎
及び腰椎捻挫を負った。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される富島港北西方沖合において、航
行中のAと漂泊中のBとが衝突したものであるが、同法には本件に適用
すべき航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用さ
れる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について
の航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によつ
て律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、富島港北西方沖合において、帰航のため同港に向けて航
行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことに

よって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、富島港北西方沖合において、帰航のため同港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁網から魚を取り外す作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びB同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、富島港北西方沖合において、釣りのため漂泊中、右舷後方に衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船は漂泊中なので相手船は近くまで接近してもいずれ避けていくものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けてAとの衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自船同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月27日

神戸地方海難審判所

審判官 鎌倉保男